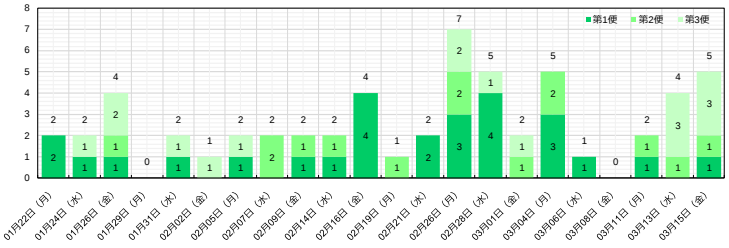


【報告事項】1期社会実装の実施結果について①

■1期社会実装の概要

運行区間	●営業区間：和光市駅北口→SGリアルティ和光 ●回送区間：SGリアルティ和光→和光市駅北口
運行期間	●令和6年1月22日（月）～3月15日（金）の計22日間
運行日	●月・水・金（祝日を除く）
運行便数	●計66便（3便/日）を運行
乗車人数	●延べ57名
運行形式	●乗合運行 ※着座限定（11名）
料金	●200円/片道 ※既存バス同様
支払方法	●後ろ乗り・後払い ※既存バス同様
料金収受方法	●料金箱、ICリーダー

■日別・便別乗車人数



【報告事項】1期社会実装の実施結果について③

■1期社会実装で得られた成果

- ①自動運転バスの自動運転率について
 - 自動運転率は、1期社会実証と同様に高い割合となった。(平均 94.4%)
 - 一方、自動運転率を低下させた主な要因は、路駐車両及び脇道から進入した車両を回避したことによるハンドル介入（ステアオーバーライド）であった。
- ②自動運転バスの利用者数について
 - 全期間における利用者数は57人であり、1便あたりの平均は0.86人と少なかった。
 - 自動運転バスの運行が平日オフピーク時間帯であったこと、SGリアルティ和光までの片道運行であったことが要因として考える。
- ③自動運転バスの『安全性』について
 - 自動運転走行中に不安に感じた場面は概ねなかったが、交差点付近や前方に見える歩行者等をシステムが認識しているか不安視する場面が散見された。
- ④1期社会実証からの変更点に対する評価について

《走行位置を歩道側に変更したことに対する不安感》

 - 外環側道部を走行する大型車とのミラー接触に対する不安感は減少した。
 - 一方で、歩道側の標識との接触危険性や路肩に溜まった雪等でスリップする危険性があるのではないか等、新たな課題を抽出することが出来た。

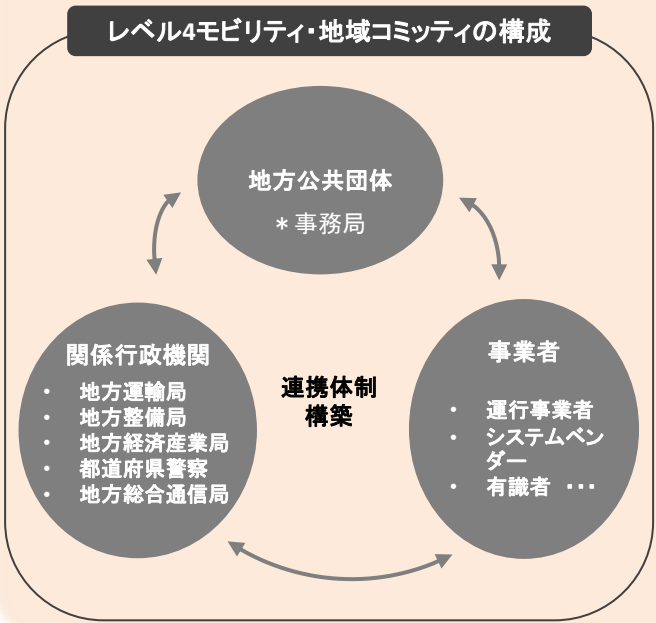
《交差点を徐行走行するように変更したことに対する不安感》

 - 不安に感じる場面は減少した。
 - 一方で外環側道部渋滞時等には一般車両が死角となり横断者を検知できない可能性がある。
- 【報告事項】1期社会実装の実施結果について②
- 自動運転バスの自動運転率
- 1期区間における自動運転走行の割合として、自動運転率を算出して、検証を行った結果、**全66便の自動運転率の平均は94.4%**で高い数値となった。（路上駐車等による外的要因で手動介入があった便を除いた場合は99.3%）
 - 30%台と低い自動運転率の便も1便存在したが、**90%以上の自動運転率を記録した便が全体の7割**であった。
 - 自動運転率を低下させた主な要因としては、以下が挙げられた。
 - 道路工事の看板が近いと感じたため
 - 道路上にゴミが散乱し、巻き込む恐れがあったため
 - 路駐車両を回避したため
 - 脇道から進入した車両を回避したため 等
- | | 第1便 | 第2便 | 第3便 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 01月22日（月） | 100.0% | 100.0% | 99.9% |
| 01月24日（水） | 100.0% | 100.0% | 93.7% |
| 01月26日（金） | 99.8% | 100.0% | 99.9% |
| 01月29日（月） | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 01月31日（水） | 69.8% | 87.3% | 100.0% |
| 02月02日（金） | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 02月05日（月） | 100.0% | 99.9% | 99.9% |
| 02月07日（水） | 94.2% | 74.7% | 77.3% |
| 02月09日（金） | 100.0% | 100.0% | 99.9% |
| 02月14日（水） | 40.7% | 100.0% | 96.4% |
| 02月16日（金） | 98.4% | 100.0% | 100.0% |
| 02月19日（月） | 94.1% | 89.8% | 98.2% |
| 02月21日（水） | 99.9% | 82.2% | 100.0% |
| 02月26日（月） | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 02月28日（水） | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 03月01日（金） | 100.0% | 100.0% | 99.9% |
| 03月04日（月） | 100.0% | 99.9% | 99.9% |
| 03月06日（水） | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 03月08日（金） | 100.0% | 99.8% | 99.9% |
| 03月11日（月） | 33.2% | 99.9% | 99.0% |
| 03月13日（水） | 100.0% | 69.0% | 71.9% |
| 03月15日（金） | 81.0% | 77.8% | 100.0% |
- 【報告事項】1期社会実装の実施結果について④
- 2期社会実証・本格社会実装までのスケジュール
- | | 2024年 | | | | | | | | 2025年 | | |
|--------------------|--------------|--------|----|----|---------|------------|--------|-----|---------|---------|--------|
| | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| バス専用通行帯整備 | バス専用通行帯整備 | | | | | | | | | | |
| 路車協調システム整備 | | | | | | 路車協調システム整備 | | | | | |
| 自動運転車両準備 | | | | | | 自動運転車両準備 | | | | | |
| アンケート調査準備・実施・とりまとめ | | | | | | | 準備 | 実施 | とりまとめ | | |
| 2期社会実証走行 | | | | | | | 2期社会実証 | | | | |
| 2期社会実証走行結果とりまとめ | | | | | | | | | 結果とりまとめ | | |
| R 7以降の事業スキーム作成 | | スキーム作成 | | | | | | | | | |
| 本格社会実装 | | | | | | | | | | | 本格社会実装 |
| 和光市未来技術地域実装協議会 | 第9回協議会(書面開催) | | | | 第10回協議会 | 第11回協議会 | | | | 第12回協議会 | |
| 住民説明会 | | | | | 説明会 | | | | | | |

【議事事項】レベル4 モビリティ・地域コミッティの設置について

■レベル4モビリティ・地域コミッティとは

- 地方公共団体・関係行政機関・事業者による綿密な連携体制を構築することで、地域の受容性醸成を図りつつ、手続の透明性・公平性を確保し、地域のレベル4 自動運転サービスの実現を加速させるために設置する会議体。



■レベル4モビリティ・地域コミッティ設置の背景

- レベル4 自動運転移動サービスを導入するための課題及び対策を協議することにより、**レベル4 自動運転移動サービスの実現を加速させるため。**
- R 6 に当市で活用予定の地域公共交通確保維持改善事業補助金が採択されるためには、下記の条件を満たさなければならない。

条件

- ①将来的にレベル4 自動運転技術を提供することが見込まれる事業者が参画すること
- ②将来的な持続可能性を踏まえた計画を策定すること
- ③自動運転サービスの実現に向け、「**レベル4 モビリティ・地域コミッティを設置すること**」
- ④地域公共交通計画等に留意した取り組みを実施すること

地域公共交通確保維持改善事業費補助金の概要

補助主体	国土交通省物流・自動車局
補助対象	車両の購入費、リース費、運行経費等
補助率	1 0 / 1 0
補助額	事業区分で異なるが、最大1 . 5 億円
採択決定	令和6年6月上旬より順次（5月7日に申請済）

【議事事項】レベル4 モビリティ・地域コミッティの設置について

■レベル4モビリティ・地域コミッティ設置要綱の整備

レベル4 モビリティ・地域コミッティの構築にあたり、設置目的・協議事項・構成員・運営体制・実施事項などについて、作成ガイドラインに基づき要綱に規定する。

設置要綱条文	作成ガイドラインの要旨
【第1条】目的	レベル4 モビリティ・地域コミッティ（以下、「地域コミッティ」という。）は、地方自治体・関係行政機関・事業者による綿密な連携体制を構築することで、地域の受容性醸成を図りつつ手続の透明性・公平性を確保し、各地のレベル4 自動運転サービスの実現を加速することを目的とする。
【第2条】情報共有・協議事項	地域コミッティにおいてはレベル4 自動運転を活用した地域公共交通サービスの将来構想、実証および社会実装の計画・進捗状況、課題・対策、その他実装に必要な事項について情報共有・協議をする。
【第3条】構成員	地域コミッティの構成員を規定する。
【第4条】運営体制	地域コミッティは地方公共団体が主宰し、その職員が会議を総括する。 資料準備、議事録作成、会議結果報告等の庶務は地方公共団体が処理する。
【第5条】実施事項	地域コミッティは年度内に会議を2回実施する。 会議は、協議事項がない場合や、重要な変更がない場合は、書面決議を可能とする。 会議結果を地方運輸局及び事務局へ報告する。
【第6条】地域公共交通計画等との調和	地域コミッティでの協議内容は、当該地域公共交通計画等との内容と調和が保たれている必要がある。
【第7条】他会議との連携	地方公共団体が主宰者であり、主目的が自動運転実装である類似の協議会や会議体がある場合は、 地域コミッティの会議と合同開催を可能とする。 類似の協議会や会議体に必須な構成員が含まれていない場合、新たに追加する。 類似の協議会・会議体の運営方針を尊重し、運輸局と討議の上、地域コミッティの運営を変更する。
【第8条】解散	レベル4 自動運転が実装され、持続的なサービスとして地域に定着し、構成員全員との連携が必要でなくなった場合は、地域コミッティを解散する。
【第9条】その他	この要綱に定めるもののほか、地域コミッティの運営に関して必要な事項は、代表が会議に諮り定める。

【報告事項】レベル4 モビリティ・地域コミッティの設置について

■レベル4モビリティ・地域コミッティの構成員・役割

レベル4 モビリティ・地域コミッティ設置要綱作成ガイドラインでは、**主目的が自動運転実装である類似の協議会がある場合は、地域コミッティの会議と兼ねる（合同開催）ことを可能としている。（第7条関係）**

レベル4 モビリティ・地域コミッティ構成員		自動運転移動サービス実装における役割	和光市未来技術地域実装協議会構成員
主宰者	地方自治体	レベル4 自動運転の社会実装に向けた全体統括	和光市
必須構成員	地方運輸局	レベル4 車両の認可、運行管理、公共交通での利用に向けたサポート	関東運輸局
	地方整備局	走行環境整備に係るサポート	関東地方整備局 北首都国道事務所
	※地方経済産業局	モビリティ産業・地域経済活性化に係るサポート	該当なし
	都道府県警察	特定自動運行許可・道路使用許可に係るサポート	埼玉県警察本部、朝霞警察署
	運行主体	運行に係る事項の検討・推進	東武バスウエスト株式会社
任意構成員	都道府県 （市区町村コミッティの場合）	県内の交通政策のとりまとめ	埼玉県県土整備政策課、朝霞県土整備事務所
	地方総合通信局	求められる通信環境等についてサポート	関東総合通信局
	関係事業者	求められる領域についてL4実装推進	東武バスウエスト株式会社
	協力団体	求められる領域についてL4実装サポート	東日本高速道路株式会社、本田技研工業株式会社
	経験者学識	交通政策分野における高い知識の教示	国立大学法人福島大学／前橋工科大学教授

※地域コミッティの必須構成員とならなければならない地方経済産業局は、和光市未来技術実装協議会の構成員となっていない。

■【議事事項】和光市未来技術地域実装協議会委員の追加について

現状

○和光市未来技術地域実装協議会が設置されているが、関東経済産業局は構成員となっていない。
○レベル4 モビリティ・地域コミッティは、地方経済産業局を構成員とすることが必須となっている。

委員の追加

○和光市未来技術地域実装協議会規約第4条第2項では、委員の追加・充当は、協議会の承認を得なければならない。
○今回の書面開催で関東経済産業局を和光市未来技術地域実装協議会に委員として、追加することが承認されれば、実装協議会がある場合に、会議の重複回避や構成員の負担軽減のため、地域コミッティの会議と兼ねる（合同開催）ことができる。

【問合せ先】 和光市 都市整備部 公共交通政策室 公共交通政策担当
TEL：048-424-9135（直通） mail：e0800@city.wako.lg.jp